

令和5年11月21日

保護者 様

岸和田市立土生中学校
生徒指導部

イオンスタイル東岸和田(そよら東岸和田)芝生広場等での迷惑行為について

晩秋の候、保護者の皆様には益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。平素は本校の教育活動にご協力とご支援をいただきありがとうございます。

さて最近、地域からの心配の声が学校に多く寄せられています。内容は、イオンスタイル東岸和田(そよら東岸和田)の芝生広場周辺において中高生が集まり、喫煙・持ち込みのワイヤレススピーカーで音楽を大音量で流す・広場内で暴れまわる・大声で騒ぐ・物を壊す等の迷惑行為を行っているということです。

また、遅い時には、23時頃まで中高生がその場に滞在し、迷惑行為を続けているとのこと。

「大阪府青少年健全育成条例」には、下記のとおり定められています

第25条 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に青少年を外出させないように努めなければならない。

(1) 16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時まで

(2) 16歳以上18歳未満の者 午後11時から翌日の午前4時まで

(大阪府青少年健全育成条例)

これに違反した場合、警察官による補導の対象となります。また、物を破損させた場合は、器物損壊として検挙されます。

土生中学校の生徒が、そのような迷惑行為や夜間の徘徊等を行うことがないように、学校でも生徒たちに引き続き指導を行ってまいります。各ご家庭におかれましても、上記行為等をしないよう、お子様へのご指導をよろしくお願いいたします。